

野生生物の違法取引に関する ASEAN 特別閣僚会議
Special ASEAN Ministerial Meeting on Illegal Wildlife Trade

2019 年 3 月 21～22 日 タイ・チェンマイ

共同記者声明

1. CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、通称「ワシントン条約」）および Wildlife Enforcement（野生生物の法施行）について責任のある我々、各国の大臣は、2019 年 3 月 21～22 日にタイ・チェンマイにて、2019 年に ASEAN の議長国を務めるタイ王国の、天然資源・環境大臣である Surasak Karnjanarat 議長の下、野生生物の違法取引に関する ASEAN 特別閣僚会議の場において、野生生物違法取引に関する声明をここに発表する。
2. 我々は、Chiang Mai Statement of ASEAN Ministers Responsible for CITES and Wildlife Enforcement on illegal wildlife trade ((仮)野生生物の違法取引に関する ASEAN 加盟国の CITES および野生生物の法施行管轄大臣によるチェンマイ声明) を承認した。特に次のような事項への働きかけにより、野生生物の違法取引との闘いを前進させるための連携を強化することを宣誓する。(i) 世界的および地域的な野生生物取引の方針、(ii) 需要の縮小、(iii) 法施行、および (iv) 野生生物のサイバー犯罪。

世界的および地域的な野生生物取引の方針

3. 我々は、United Nations 2030 Agenda for Sustainable Development Goals (SDGs:持続可能な開発目標のための国連 2030 年アジェンダ) への責任を改めて確認する。目標 15-ターゲット 15.7 および 15.c では、特に、国際取引の規制の厳格な実施によって野生動植物の保護と持続可能な利用を保証する CITES など、国際協定の重要な役割を認めている。また、2016～2020 年の、Plan of Action for ASEAN Cooperation on CITES and Wildlife Enforcement ((仮)CITES および野生生物の法施行への協力に関する ASEAN 行動計画) の実施の初動実績についても好意的に捉えている。

需要の縮小

4. 我々は、野生生物の違法取引と闘う上で、需要の縮小および World Wildlife Day（世界野生生物の日）などの重要なイベントを祝うことを含む普及啓発キャンペーンを通し、ASEAN 加盟国における協調的行動をさらに進めていく。

法施行

5. 我々は、公共および民間の協力を得て、野生生物の違法取引に関わる不当な資金の流れに対抗するための協調的行動を強化する責任を改めて確認し、汚職およびマネーロンダリングに対する法施行のための取り組みにさらに力を入れる。また、野生生物犯罪に抑止効果をもたらす、効果的な国内法施行のための取り組みを強化する。さらに、Wildlife Enforcement Networks (WENs:野生生物法執行ネットワーク) を通し、

国際連携を増進することで野生生物の違法取引と闘う活動も奨励する。

6. 我々は、野生生物の法施行問題へ取り組む上で、地域的な仕組みおよび協力を強化するための ASEAN の野生生物犯罪のデータベースを含む、ASEAN Guidelines for Detecting and Preventing Wildlife Trafficking ((仮)野生生物の違法取引の検知および抑制に関する ASEAN 指針) の策定を歓迎する。

野生生物のサイバー犯罪

7. 我々は、サイバー犯罪者の活動を抑止するための法施行の支援を配備することによる、野生生物のサイバー犯罪と闘う上での政府機関の貢献に感謝し、また、野生生物のサイバー犯罪と闘うことについて厳格な決議および決定を行う CITES により、野生生物のサイバー犯罪の認知が向上したことを歓迎する。
8. 我々は、野生生物の違法取引に関する ASEAN 特別閣僚会議の主催、および温かいもてなしと素晴らしい会議の手配に、タイ王国の政府と国民へ心からの感謝の意を伝えた。
9. 我々は、CITES、UNODC (国連薬物犯罪事務局)、INTERPOL (国際刑事警察機構)、IUCN (国際自然保護連合)、および各種 NGO を含む世界中の協力者に、野生生物の違法取引に対処する上で ASEAN の連携を支える発展的な提言および協力に感謝する。

10. 会議の参加者は下記の通り:

- (1) ブルネイ・ダルサラーム国 一次資源・観光省 Abdul Halidi Mohd Salleh 事務次官代理
- (2) カンボジア王国 国務長官、農林水産大臣 Thuok Nao 教授
- (3) インドネシア共和国 環境林業省法施行局 Rasion Ridho Sani 局長
- (4) ラオス人民民主主義共和国 農林省 Thongphath Vongmany 副大臣
- (5) マレーシア 水・土地・天然資源省 野生生物国立公園管理局 Dato' Abdul Kadir Abu Hashim 局長
- (6) ミャンマー連邦共和国 天然資源・環境保全省 U Ohn Win 大臣
- (7) フィリピン共和国 環境天然資源省 Ricardo L. Calderon 事務局長補佐
- (8) シンガポール共和国 国家開発省 食糧管理動物保護局 Dr. Yap Him Hoo 局長
- (9) タイ王国 天然資源・環境省 General Surasak Karnjanarat 大臣
- (10) ベトナム社会主義共和国 農業・農村開発省 森林総局副局長 Pham Van Dien 教授
- (11) Dato Lim Jock Hoi ASEAN 事務総長

原文:

https://asean.org/storage/2019/03/Agd-7-SAMM-IWT_Joint-Press-Statement-of-SAMM-IWT_Final-Adopted.pdf

和訳協力: 原田 智美

校正: JWCS